

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

成人直後の若者が狙われる!?消費者トラブル
～ 18歳になる成人に!! ～

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。つまり、現在、高校2年生の生徒は18歳の誕生日を迎えると成人になります。成人になると、自分で様々な契約（高額商品の購入、賃貸契約、ローン・クレジット契約など）を結ぶことができるようになりますが、一方で、自分でその支払いや返済などに責任を取らなければならなくなります。

成人として各種契約を結んでしまうと、かつて「未成年者取消権」で保護されてきた18歳・19歳の若者が、その保護を受けられなくなります。そのため、悪質商法や詐欺的な勧誘による消費者トラブルの増加が懸念されています。

*未成年者取消権…判断力の未熟な未成年者が不利益を受けないよう、未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消すことができます。

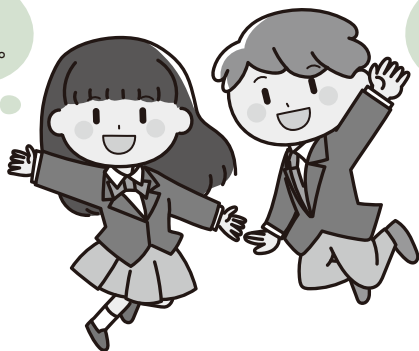
家族やお知り合いに中学生・高校生がいる場合は、普段から次のことを意識するように声をかけていただき、成人になるまでに少しずつ準備しましょう。

- ✓ 「自分は大丈夫」と過信しない
- ✓ 最新の消費者トラブル事例や手口などに興味をもつ
- ✓ ネットリテラシー・金融リテラシーを身につける
- ✓ おいしい話をうのみにしない

大人なので取り消せません
成人として扱われるため、契約を
取り消すことができなくなります。

大人なので契約できます
成人として契約を一人で結ぶ
ことができるようになります。

大人なので必ず確認
契約を結ぶ際には、事前に
契約内容を確認しましょう。



大人なので無理はしない
本当に支払いができるのか、
自分の収入に見合った買い物を。

「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→



目次

- 若者が被害に遭いやすい消費者トラブル 2、3
- 暖房器具の事故に注意！！ 4
- カセットこんろ・カセットボンベの安全な使い方 5
- 令和4年度（上半期）消費生活相談の状況 6
- マイボトル運動始まっています！／エシカル・チャレンジ2022のお知らせ 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

若者が被害に遭いやすい消費者トラブル

怪しいもうけ話にご注意！

事例

友人から「すごいもうけ話がある。投資のプロを紹介する。」と誘われ、紹介された人物から「私の情報商材を購入すれば、絶対にもうかる。消費者金融で借金してもすぐ元が取れるし、他の投資者を紹介すれば紹介料も支給する」と説明された。借金をして、その情報商材を購入したが、勧誘の方法ばかりで投資についての情報は何もなかった。解約したいが、半額しか返金できないと言われた。

投資等の情報商材を人に紹介すれば報酬を得られると勧誘するマルチ商法が若者間で見られます。学校や職場の友人・先輩、SNS等で知り合った人からの紹介がきっかけのケースがよくみられますが、事業者の実態が分からない上、連絡先も分からず、解約や返金交渉が難しい場合があります。



アドバイス

- 1 実態や仕組みが分からない怪しいもうけ話は、友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
- 2 借金してまで契約するのはやめましょう。
- 3 断れずに契約してしまったら、なるべく早く消費者ホットライン188へ電話相談を。
- 4 知り合いを勧誘すると人間関係が悪化し、自分が加害者になってしまうかもしれません。

エステや美容医療を受ける前にもう一度確認！

事例

必ず痩せるというエステのモニター募集広告を見て、店舗に出向いたところ、20万円のコースを勧められた。家族に相談しようとしたが、『契約するなら、絶対に今日中がお得！もう成人なのだから、自分で決められるでしょ。』と急かされ、契約した。その後、思い直して解約を申し出たが、高額のカンセル料を請求された。

エステや美容医療は、20歳代に多い相談ですが、10歳代でも「脱毛エステ」などの相談がみられます。契約の前に、長期間のエステであれば、契約の内容や解約の条件を、美容医療であれば、身体的なリスクや今すぐ施術する必要があるのかをよく考える必要があります。

きちんと説明を受け、理解したか、施術の前に以下のことを確認しましょう。説明を受けていなければ、スタッフや医師に聞いてみましょう。



アドバイス

- 1 契約前に、施術内容や料金、期間、途中でやめた場合の清算方法、購入に必要な商品があるかなどを確認しましょう。
- 2 事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較・検討しておきましょう。
- 3 その場の雰囲気にならなれず、本当に必要な契約か冷静に考え、安易に契約しないようにしましょう。

そのインターネット通販サイト、安全ですか？



事例

新型コロナウイルス感染症の流行の影響などで、インターネット通販を利用する機会が増えました。その中で、「注文した商品が届かない」、「注文した商品とは異なる商品が届いた」、「業者と連絡が取れない」などのトラブルが発生しています。また、実在の通信販売サイトをかたった詐欺サイトである場合があります。以下のことに注意して、インターネット通販を利用しましょう。

アドバイス

- 1 ネット店舗の所在地や連絡先、支払方法、他の利用者の評価など事業者についての情報をしっかり確認しましょう。
- 2 激安で販売されているなど、購入する商品が模倣品でないかを注意しましょう。
- 3 配送方法や配送期間などが、どの程度かかるかを知っておきましょう。
- 4 キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。
(※通信販売には、クーリング・オフの適用はありませんので、ご注意ください)

リボ払いに注意！

事例

クレジットカードの申し込み時に、自動でリボ払い(リボルビング払い)になる設定に気付かず、何年間か利用していた。利用明細を確認していなかったため、気付いた時には借入残高が数十万円になっていた。

クレジットカードのリボ払いとは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払う返済方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、借入残高が分かりにくい、支払いが長期化するなどの点に注意が必要です。

アドバイス

- 1 クレジットカードを申し込む際、リボ払い専用のカードである場合や初期設定がリボ払いになっている場合があるので、必ず確認しましょう。
- 2 毎月の利用明細は必ず確認し、心当たりのない請求に関してはすぐにカード会社に問合せましょう。
- 3 リボ払いを利用する場合は、借入残高と手数料、毎月の支払額を特に確認しましょう。

不安を煽る霊感商法・開運商法にご注意！



不運や先祖のたたりなどの話をして、不安を煽ったうえで、お布施や祈祷を勧めたり、高額なツボや印鑑の購入を勧められたりするなどの消費者トラブルも存在します。これは霊感商法と呼ばれるものです。一度、開運グッズを購入したことをきっかけに、さらに不安を煽り、開運グッズを売りつけられてしまう事例もあるので、十分に注意してください。

大金を支払うことで、運が開けたり、幸せになったりするわけではありません。「さらに災いが降りかかる」など不安を煽るようなことを言われてもきっぱりと断りましょう。

暖房器具の事故に注意!!

総務省消防庁によると、平成26年から平成30年までの5年間に電気ストーブによる火災は2,442件、電気こたつによる火災は192件発生しています。平成30年は、電気ストーブと電気こたつによる火災が合わせて493件発生し、死者が67人、負傷者は213人でした。特に65歳以上の高齢者で死者及び負傷者が多くっており、高齢者が使用する際には十分な注意が必要です。

電気暖房器には裸火がないため火災は発生しにくいだろうという油断や誤解があり、電気ストーブや電気こたつで洗濯物を乾燥させていたり、ヒーターに布団や座椅子が接触していたりして、火災が発生していました。

寒さが本格化するこれからは、電気ストーブや電気こたつによる火災が最も多く発生する時期です。

こぼれた灯油に引火して火災

原因 カートリッジタンクに給油後、石油ストーブへ戻す際に灯油がこぼれ、拭き取りが不十分な状態で点火したためこぼれた灯油に引火し、燃え広がった。

ガソリンを誤給油して火災

原因 誤ってガソリンを給油して点火したため、異常燃焼を起こし、火災に至った。

電気ストーブに毛布が触れて火災

原因 電気ストーブをベッドの近くで使用していたため、布団がヒーターに触れて火がついた。



電気こたつで発煙

原因 やぐらの中にこたつ布団を押し込んだため、布団がヒーターの保護カバーと接触し、焦げて発煙した。

電気ミニマットで火災

原因 電気マットをベッドのマットレスの上に置いて就寝時に使用していたことから、ベッドの沈み込みなどでヒーター線がずれて重なり合い、異常発熱して焼損した。

ガスファンヒーターが爆発

原因 専用のガスホース（ガスコード）ではなく、取扱説明書で禁止されているゴム管で接続していたため、接続部からガスが漏れ、ファンヒーターの火が引火した。



就寝中に一酸化炭素中毒

原因 密閉した室内で使用していたため、給気不足から不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生した。

湯たんぽで低温やけど

原因 ゆたんぽを長時間脚に接触させて使用したため、低温やけどを負った。



気をつけるポイント

電気こたつ・電気ストーブ共通

- ・就寝時、外出時やその場を離れるときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- ・洗濯物の乾燥等には使用しないようにしましょう。
- ・スプレー缶やライター等を近くに置かないようにしましょう。
- ・ヒーター部分のお手入れをして、ほこりやごみが付着したまま使用しないようにしましょう。

電気こたつ

- ・布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう。

電気ストーブ

- ・壁や燃えやすいものから離して使用しましょう。

カセットこんろ・カセットボンベの安全な使い方

カセットこんろの事故は年間を通して発生が見られています。特に、気温が下がる冬場は鍋料理をする機会が増えるため増加傾向にあります。

一方で、台風などによる災害により、ガス供給が停止した際には、カセットこんろを使用して調理を行うことも考えられます。しかし、カセットこんろの誤使用は、ボンベの破裂による火災など重大な事故につながる可能性もあります。以下の注意点に従って、安全にご利用ください。

火災・事故のおそれ



- 電磁調理器上で
- 大きな調理器具を
- 調理以外の用途で
- 石綿やセラミック付きの魚焼き器を
- カセットこんろを2台以上並べて
- テントや車内で
- ストープの近くで

使用しない！！

- ガスの再充填をしない
- カセットボンベを火の中に投げ入れない
- カセットボンベは表示どおり正しくセットする
- 家具、壁、カーテンなどから15cm以上離して使用する
- こんろに指定されてるボンベを使用する
- カセットこんろとカセットボンベは経年劣化します。 **使用期限あり注意**
- 廃棄の際はガスが残っていないことを確認して地域の取り決めに従い廃棄する。



空になったカセットボンベでも微量のガスが残っています。火が消えるまで使いきってから地域の取り決めに従い廃棄してください。ガスが残ったまま廃棄した場合、ゴミ収集車や焼却施設内でガスもれが発生し、**火災が起こったり、清掃局員の方たちがケガしたり、焼却炉破損の原因**となったりしますので絶対にやめてください。



出典：日本ガス石油機器工業会

雪の季節に向けて少しずつ準備を

令和3年1月の豪雪のような災害が起きると、物流が止まったり、外出できなくなったりで、数日間は商品や生活必需品が手に入りにくくなります。ふだんから何日か分の買い置きをして備えるようにしておきましょう。

- ① 普段食べている食材を多めに買い置きしておく
- ② 普段の食事を使う
- ③ 食べた分を買い足しして補充する

蓄える⇒食べる⇒補充する⇒を繰り返しながら常に一定の食品が備蓄されている状態を保つので、「ローリングストック法」と呼ばれています。



災害時には、食べなれたものや好物があると落ち着くことができます。キャンプや山登りなどのアウトドアでも活用できますので、ローリングストック法を日常生活の一部に取り入れてみましょう。

また、乳幼児や高齢者、持病・アレルギー対応食などを備蓄しておきましょう。

なお、カセットコンロやカセットボンベなども合わせて用意すると、非常時でもお湯を沸かしたり、温めたりと、食事の選択肢を広げることができます。

詳しくは [災害時に備えた食品ストックガイド\(農林水産省\)](#)

令和4年度(上半期)消費生活相談の状況

1 相談の状況

- 令和4年度上半期県消費生活センターに寄せられた消費生活相談は1,319件あり、前年度上半期に比べ、6.8% (103件) 増えました。
- 年代別では50歳代が一番多く、22.4% (363件) を占めています。

2 特徴

(1) 定期購入トラブルの増加

「お試し価格で注文したら定期購入が条件になっていて解約できない」などの定期購入に関する相談が増加傾向にあります。相談件数は140件で、前年度上半期に比べ、18.6% (22件) 増えています。SNSや動画投稿サイト等インターネットから除毛クリームや美肌クリームなどの化粧品を購入し、トラブルに巻き込まれるケースが多くなっています。

(2) フィッシングに関するトラブルの増加

「入力した情報が盗まれた」などのフィッシング[※]に関する相談も増加傾向にあります。相談件数は73件で、前年度上半期に比べ12.3% (8件) 増えています。特に、70歳代からの相談が多く寄せられています。

※フィッシング

偽の業者が大手通販サイトやクレジット会社、銀行等をかたる偽メールや宅配便の不在通知の偽SMSを消費者に送りつけ、URLに接続させるなどの方法でクレジットカード番号やアカウント情報(ユーザID、パスワードなど)といった個人情報を盗み取ります。その情報を元に、カード決済やキャリア決済などを不正利用される恐れがあります。また、消費者がURLから不正なアプリをインストールしたところ、スマホから不特定多数の連絡先にSMSが勝手に送信され、高額な通信料が発生したというトラブルもあります。

トラブルにあわないために

メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしないようにしましょう。アクセスしてしまっても、ID・パスワード等は入力しないようにしましょう。もし、偽サイトにID・パスワード等を入力してしまったら、すぐに変更しましょう。不正なアプリをインストールした場合は、スマホを機内モードにし、アプリをアンインストールした後、必要なデータをバックアップして、スマホを初期化しましょう。(機内モードにすることで、SMSの送信を抑止することができます。)

1～3月に若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーンを開催!

- 若者電話相談を受付けます。
くらしの中の契約で「おかしいな」「困ったな」と思ったら、まずは消費者ホットライン188に電話でご相談ください。
- 消費生活出前講座の開催を希望される場合には、県消費者センターにご相談ください。無料にて講師を派遣します。



マイボトル運動始まっています！

福井県では、近年大きな問題となっているプラスチックごみの削減を目指して、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器に代わり、水筒やタンブラーなどの繰り返し使える「マイボトル」の利用を促進しています。オフィス・学校・外出先には、マイボトルやマイタンブラーを持って出かけましょう！



マイボトルや
マイタンブラーに
飲料を提供できる
お店の目印です

福井県 マイボトル運動 検索



エシカル・チャレンジ2022

公式Instagramまたはツイッターをフォローして、「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。正解者の中から抽選で、エシカルな福井県産品(3,000円相当)をプレゼント！

各応募期間10名にプレゼント

開催期間 令和5年1月5日(木)～2月5日(日)

▼詳細・ご応募はこちらから

景品

Food Paper セット
：廃野菜や果物から作られる和紙文具

(環境に配慮した商品・地域を応援する商品)



応募方法

- 1 公式Instagramまたはツイッターをフォローする
- 2 応募フォームからクイズの答え、必要情報を入力する

エシカルチャレンジ
公式Instagram



@ethical_fukui



エシカルチャレンジ
公式Twitter



@ethical_fukui



消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

1~3月の開設日

分野	1月		2月		3月	
福井弁護士会 (法律)	10日(火)	県消費生活センター	7日(火)	県消費生活センター	7日(火)	県消費生活センター
	12日(木)	県嶺南消費生活センター	9日(木)	県嶺南消費生活センター	9日(木)	県嶺南消費生活センター
	18日(水)	県消費生活センター	15日(水)	大野市消費者相談センター (0779-64-4831)	15日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	26日(木)	県嶺南消費生活センター	16日(木)	県嶺南消費生活センター	23日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟 3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)

🖥️ ホームページ
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

📘 フェイスブック
<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

福井県 消費生活 検索

灵感商法に関するご相談は、
法テラス・灵感商法等対応ダイヤル

☎ 0120-005931

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。
※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

発行日 / 令和5年1月